

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

唐津市長 峰 達郎

市町村名 (市町村コード)	唐津市 (41202)
地域名 (地域内農業集落名)	小十地区 (小十集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域の主な作物は水稲、WCS、飼料作物、たまねぎ等がある。また畜産、牧草の栽培も行われている。課題として、荒廃農地が増えつつあること、イノシシ被害が増えていることがある。後継者については、5割ほどの農家で確保できている状況で、将来農家の数は減っていくと見込まれる。
 【地域の基礎的データ】
 農業者:16人、1法人(うち認定農業者7人、1法人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

中山間、多面的事業の取組を継続し、現在の担い手で農地を維持していきたい。後継者の確保については今後も課題となる。
 作物は今後も水稲、WCS、飼料作物、たまねぎ等、畜産や牧草の栽培を継続していく。
 イノシシの対策は、地区全域で電牧を設置しているが、効果が十分でないため、取組を強化したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	33 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	33 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当面は専業農家7人、兼業農家2人が担い手として中心となり、地区内の農地を管理していく。集落営農については現在のところ取り組む予定はない。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区として活用についての方針は定めない。活用については各個人で検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現在のところ取り組む意向はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農の予定は現在のところない。後継者について地区で育成するというよりは、個人での取組になる。法人や他地域からの参入については、話があれば拒まないが、農地の条件を考慮すれば可能性は低く、積極的に呼び込む方針はとらない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地区としての方針は定めていないが、各農家が個別に農業協同組合へ田植えを委託している。今後も現状のままとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ対策としてワイヤーメッシュ、電牧の設置を行っているが、効果が十分でないため対策を強化していきたい。
- ②水稻で減農薬、減肥料(佐賀県特別栽培登録制度)の取組を行っている。
- ③地区の倉庫を今後も維持活用していく。